

株式の分割に関する基準日設定公告

平成25年9月13日

株主各位

東京都大田区大森北一丁目6番8号
株式会社 ウェッズ
代表取締役社長 稲妻 範彦

当社は、平成25年6月25日（火曜日）開催の取締役会において、平成25年10月1日（火曜日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議致しました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成25年9月30日（月曜日）と定めましたので公告致します。

なお、本株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき平成25年10月1日（火曜日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を8,890千株増加して、27,670千株に変更することを併せて決議致しましたので、お知らせします。

以 上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は平成25年11月上旬にお届出住所にお送りする予定です。
- 平成25年10月1日（火曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記載されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願い致します。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
(照会先) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031